



学会彙報

雑誌名	中国文化：研究と教育
巻	61
ページ	102-104, L20
発行年	2003-06-28
URL	http://hdl.handle.net/2241/00150477

中国文化の課題と研究

○平成十四年度中国化学会大会 六月二十九日(土)

於 国土館大学

〔研究発表〕

一、李白詩の「孤雲」と「衆鳥」について

筑波大学大学院 西村 諭氏

一、李商隱の無題詩について

横浜市立大学 加固理一郎氏

一、中国東北の快板に現れた漢語の俗的表現

山形大学 高橋 稔氏

一、有正書局の法書出版について

福島大学 菅野 智明氏

一、現代新儒家の主要観念

——「専念」と「非専門」について——

筑波大学 中村 俊也氏

一、高校生は李白と杜甫のどちらが好きか

——高校生による李杜優劣論——

香川県立三本松高校 笠井 幸博氏

一、二〇〇二年度センター試験漢文問題の点検と批正

山口大学 松尾 善弘氏

司会 東京女子大学 安藤 信廣氏
発言者 筑波大学 堀池 信夫氏
大妻女子大学 松村 茂樹氏

〔総会〕

一、開会の辞

向嶋副会長

二、議長選出 加固理一郎氏を議長に選出

三、会長挨拶

高橋 会長

四、報告者

(1) 総会委員会

小松 委員

(2) 企画委員会

安藤 委員

(3) 編集委員会

大上 委員

(4) 会計委員会

大塚 委員

五、議事

(1) 平成十三年度決算

大塚 委員

(2) 平成十四年度予算

大塚 委員

六、閉会の辞

向嶋副会長

○月例会

平成十四年九月二八日(土)

於 筑波大学学校教育部

一、装幀と料紙

宮内庁書陵部図書課修補係長 吉野 敏武氏

平成十四年十二月十四日(土)

於 筑波大学学校教育部

一、蘇軾における飲酒と詩作について

筑波大学大学院 山口 若菜氏

一、王籍「蟬噪林逾靜 鳥鳴山更幽」の評価をめぐって

筑波大学 樋口 泰裕氏

平成十五年三月九日(日)

於 筑波大学学校教育部

一、『洪武正韻』依拠方言は温州方言なのである

神奈川大学 望月 眞澄氏

平成十五年五月十日(土)

於 筑波大学学校教育部

一、漢文教材としての『論語』

筑波大学大学院 滝 愛美氏

一、袁燾「妙徳先生伝」と陶淵明「五柳先生伝」

——沈約『宋書』の文脈における意味の変容——

国士館大学非常勤講師 稀代麻也子氏

平成十三、十四年度役員

会 長 高橋均

副会長 向嶋成美

理 事 青木五郎、伊藤虎丸、上田武、大久保隆郎、甲斐

勝二、加藤章、北村良和、後藤秋正 桜田芳樹、

高木重俊、高橋明郎、谷口匡、谷口真由美、田

部井文雄、中村嘉弘、沼口勝、間嶋潤一、望月眞

澄、吉原英夫、劉勳寧、鷺野正明

理事・委員(兼任)

総務委員会 小松建男(常務理事)、佐々木勲人

企画委員会 安藤信廣(常務理事)、相原茂、佐治俊彦、

白井啓介、中村俊也、細谷美代子、

堀池信夫、松本肇、渡辺雅之

編集委員会 大上正美(常務理事)、阿川修三、加藤敏、

河内利治、小谷一郎、坂口三樹、佐藤一樹、

松村茂樹

会計委員会 大塚秀明(常務理事)、伊原大策

会計監査 清水知恵、増野弘幸

幹 事 大橋賢一、西村論、速水愛子

住所、勤務先等に変更のあった方は、事務局(〒305-8571

茨城県つくば市天王台1-1-1、筑波大学文芸・言語学

系内)宛御一報下さい。

中国文化学会会則

第一条（名称）本会は中国文化学会と称する。

第二条（目的）本会は中国文化及び漢文学の研究とそれに基づく教育への寄与をもって目的とする。

第三条（事業）本会は以下の諸事業を行う。

ア 大会 年一回。

イ 例会 年数回。

ウ 会報『中国文化』の発行。エ 会員名簿の発行。

オ その他、本会の目的を達成するために必要と認められた事業。

第四条（会員）本会は、本会の趣旨に賛同する個人、法人、団体の会員によつて構成される。

2 本会に入会を希望するものは、会員一名の推薦により理事会の承認を経て会員となることができる。

3 会員は第三条にいう諸事業に参加し、刊行物の頒布を受けることができる。また、役員選挙の選挙権、被選挙権を持つ。

4 会員は本会則に定める会費を納めなければならない。

第五条（役員）本会に以下の役員を置く。役員任期は二年とし、再任を妨げない。

ア 会長 一名。会長は総会で選出される。会長は会を代表し、会務を統べる。

イ 副会長 本会に副会長一名または二名を置くことができる。副会長は理事会の議を経て会長が委嘱する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

ウ 理事 十五名。理事は総会で選出する。会長は理事会が必要と認めた場合、総会で選出された理事以外に理事若干名を委嘱することができる。

エ 常務理事 若干名。常務理事は理事の中から互選により選出する。

第六条（総会）総会は本会の最高意思決定機関で、会長が招集し、毎年一回開催される。

第七条（理事会）理事会は会長が招集し、会の重要事項を審議する。

第八条（常務理事会）本会の日常会務を執行するために常務理事会を置く。常務理事会は会長、副会長、常務理事をもつて構成する。

第九条（委員会）常務理事は以下の委員会に属し、会務を分担する。

ア 総務委員会

イ 企画委員会

ウ 編集委員会

エ 会計委員会

第十条（会計監査委員）会計監査委員は毎年一回本会の経理全般を監査し、その結果を総会に報告する。会計監査委員は理事以外の会員の中から会長が委嘱する。

第十一条（選挙管理委員）選挙管理委員は二年ごとに行われる会長と理事の改選を実施し、その事務を取り扱う。

第十二条（会計）本会の諸事業に要する経費は会員の納入する年会費及び寄付金などで賄われる。

2 年会費四、〇〇〇円とする。

3 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終る。

第十三条（改定）本会則の改定は、理事会の発議により、総会出席者の過半数の同意を得て行う。

〔付則〕 1 本会則は一九九七年（平成九年）六月二十八日から大塚漢文学会会則に代つて発効する。

2 二〇〇一年（平成十三年）六月二十三日改正。
本会の事務所を当分の間筑波大学文芸言語学系中国文学研究室に置く。

〔了解〕（理事の選出、委嘱、常務理事の互選に関して）

理事会は可能な限り全国各地から選出の理事を含めて構成し、常務理事は実務担当に便宜な地域に居住する理事で構成する。

「中国文化」投稿規定

〈応募資格など〉

- 1 中国語学会会員に限る。
- 2 応募原稿は、未公開のものに限る。ただし、口頭で発表しこれを初めて論文にまとめたものは受理する。

〈原稿枚数など〉

- 3 原稿は校正時に加筆を要しない完全原稿とする。
- 4 原稿枚数は、本文・注・図版などをあわせて、枚数を厳守する。原稿は論文については400字詰め30枚以内、研究ノートについては400字詰め20枚以内とする。注も原稿用紙1マスに1字を収める。(ワープロ使用の場合、縦書きは26字×21行で23枚以内とし、横書きは35字×33行で11枚以内とする。)
- 5 図版を必要とする場合、占有面積半ページ分を550字として換算する。図版原稿はそのまま版下として使用できる鮮明なものとし、掲載希望の縦・横の寸法を明示する。表についても、掲載希望の縦・横の寸法を明示する。

〈体裁・表記など〉

- 6 原稿は縦書き・横書きのいずれでもよい。
- 7 原稿は常用漢字を原則とする。正漢字・簡体字などを用いる場合は下記に注意する。
 - (1) 引用文など必要箇所を正漢字で表記する場合は、原稿提出時において表記が完成されていること。(正漢字箇所を必ずマーカーなどでマークすること。)
 - (2) 引用文など必要箇所を簡体字で表記する場合も(1)に同じ。
 - (3) とくにワープロ原稿の場合、上記の点に留意すること。引用部分が手書きになっても差し支えない。
- 8 中国語のローマ字表記は、漢語拼音方案による。但し、特殊な綴りで通用している固有名詞や、本人が自分の名前に使用している綴りについては、その使用も認める。また、日本語のローマ字表記は、ヘボン式の使用を原則とする。

〈原稿提出〉

- 9
 - (1) 締切日：2月末(厳守すること)
 - (2) 提出先：〒305-8571 茨城県つくば市天王台 1-1-1
筑波大学文芸言語学系内(小松研究室気付)：中国語学会
 - (3) 原稿は必ず書留により上記に郵送するものとし、2月末日までの消印のあるものを有効とする。
 - (4) 応募時に、原稿以外に複写コピー2部を用意し、合わせて計3部を提出する。(事故に備え、提出前にあらかじめ自家用のコピーを必ず作成しておくこと。)

〈審査〉

- 10 採否については、編集委員会が委嘱した査読委員の報告を受けて、編集委員会で決定し、3月末日までに連絡する。

〈抜刷ほか〉

- 11 論文掲載者には、掲載誌3部および抜刷20部を贈呈する。